

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

令和元年 5 月 15 日

水 曜 日

第 4494 号

目 次

告 示

- 指定構造計算適合性判定機関の住所及び業務を行う事務所の所在地の変更 1
- 指定自立支援医療機関の指定 2
- 指定障害福祉サービス事業者の指定 3
- 土地区画整理事業の事業計画の変更 4
- 土砂災害警戒区域の指定及び解除 5
- 土砂災害特別警戒区域の指定及び解除

公 告

- 富山県警察犯罪情報照会管理システム開発委託に係る一般競争入札の実施 6
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 10

告 示

富山県告示第233号

指定構造計算適合性判定機関の住所及び業務を行う事務所の所在地の変更について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の住所及び業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

令和元年 5 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定構造計算適合性判定機関の名称	変更後の住所及び業務を行う事務所の所在地	変更前の住所及び業務を行う事務所の所在地	変更しようとする年月日
ハウスプラス確認検査株式会社	東京都港区海岸一丁目11番 1 号	東京都港区芝五丁目33番 7 号	令和元年 5 月 27 日

(建築住宅課)

富山県告示第234号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和元年5月15日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
V・drug 大沢野南薬局	富山市上二杉607番地	精神通院医療		令和元年5月1日

富山県告示第235号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり第指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和元年5月15日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
さくら脳とこころの訪問看護ステーション	富山市下新本町3番5号	精神通院医療		令和元年5月1日

富山県告示第236号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和元年5月15日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
チューリップやぶなみ薬局	高岡市木津2486番地	精神通院医療		令和元年5月1日

富山県告示第237号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和元年5月15日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労定着支援	令和元年5月1日	1610200808	社会福祉法人あしつき	高岡市博労本町4番1号	あしつきふれあいの郷就労支援事業所	高岡市博労本町4番1号

富山県告示第238号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり

指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和元年5月15日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害 福祉サー ビスの種 類	指定年月 日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地
就労継続 支援B型	令和元年 5月11日	1611900448	一般社団法 人嘉の根	射水市八塚 282番地8	る・ふつく らん	射水市八塚 282番地8

富山県告示第239号

土地区画整理事業の事業計画の変更について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により魚津市吉島地区土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年5月15日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 土地区画整理事業の名称
魚津市吉島地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
有限会社ダイケン
- 3 事業施行期間
平成31年3月8日から令和3年3月31日まで
- 4 施行地区
魚津市吉島、吉島字外山道、相木字朝折及び相木新の各一部
- 5 事務所の所在地
魚津市住吉 270番地2
- 6 施行認可の年月日
平成31年3月8日
- 7 変更認可の年月日

令和元年5月15日

富山県告示第240号

土砂災害警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第6項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

令和元年5月15日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更事項
上野 ①	射水市上野及び入会地の区域のうち平成24年5月31日付け富山県告示第266号で指定した区域	土石流	全部解除
後谷(4)	小矢部市後谷の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	一部指定 一部解除
セド谷	南砺市才川七の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	一部指定 一部解除
来栖(1)	南砺市来栖の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第241号

土砂災害特別警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法

律第57号) 第9条第1項及び第8項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により公示する。

令和元年5月15日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	変更事項
上野 ①	射水市上野及び入会地の区域のうち平成24年5月31日付け富山県告示第267号で指定した区域	土石流	—	全部解除
後谷(4)	小矢部市後谷の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	別紙図面のとおりに	全部解除
セド谷	南砺市才川七の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	別紙図面のとおりに	一部解除
来栖(1)	南砺市来栖の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに	一部指定 一部解除

(「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害特別警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

## 公 告

~~~~~

富山県警察犯罪情報照会管理システム開発委託に係る一般競争入札の実施

富山県警察犯罪情報照会管理システム開発委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令

第372号。以下「特例政令」という。)第6条の規定により公告する。

令和元年5月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

富山県警察犯罪情報照会管理システム開発委託 一式

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

(4) 委託業務の実施場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成31年富山県告示第173号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める提出書類（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限

令和元年6月14日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ

先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部情報管理課電算運用開発係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書と仕様書の交付方法

令和元年5月15日から同年6月7日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和元年6月24日 午前10時

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 令和元年6月24日 午前10時

(2) 開札場所 〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、受託に要する一切の費用を見積るものとする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した業務を履行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

11 Summary

- (1) Contract detail:

Outsourcing development of 'Crime information inquiry management system for Toyama Prefectural Police'

1 set

(2) Your bid must be delivered not later than 10:00 a.m. on June 24, 2019

(3) Contact point for notification:

Information Management Division, Police Administration Department

Toyama Prefectural Police Headquarters

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8570 Japan

Phonenumber: 076-441-2211

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和元年5月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

ハイカウンター 201個

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和元年9月30日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成31年富山県告示第173号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富

山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(平成31年富山県告示第173号)第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める入札参加申込書を4(3)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵送(提出期限までに必着のこと。)で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知するものとする。この通知において、入札参加資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、入札参加申込書及び入札書の提出場所並びに問合せ先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和元年5月15日から同年5月24日までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札参加申込書の提出期限

令和元年5月27日 正午

(4) 入札書の提出期限

令和元年6月4日 午前10時

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封のうえ、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札の日時 令和元年6月4日 午前10時

(2) 開札の場所 〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県警察本部9階 901会議室

(3) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを必ず持参すること。

(4) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。
- (4) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
 - (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
-

